

ただいまから、懲罰特別委員会の審査結果について報告いたします。

本委員会は3月6日に開催されました本会議におきまして、委員12名をもって設置され、鰐原一男議員に対する懲罰についての審査を付託されたものであります。この件につきまして、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

初めに、結果について申し上げます。

1. 懲罰事犯の有無。 懲罰を科すべきものと認める。
2. 懲罰処分の種類。 地方自治法第135条第1項第2号による、公開の議場における陳謝。
3. 理由

鰐原一男議員は、3月4日の令和2年第2

回鹿沼市議会定例会の市政一般質問において、佐藤市長がシティプロモーションのために作成した「いちご市旗」とナチスドイツの「ハーケンクロイツ」及び「佐藤市長」と「アドルフヒトラー」を写真で対比させました。また、議場内に持ち込む品の中にこれらのものがあることを明確に申告しませんでした。このことは、議会の品位を傷つけ、市民の議会に対する信頼を著しく損なう行為と認めるものであり、2の懲罰を科するのが相当であると判断しました。

次に、経過であります。懲罰動議では懲罰に値する事案として、2件の事案が提出されました。まず、1件目につきましては、「いちご市旗」と「ハーケンクロイツ」「佐藤市長」と「アドルフヒトラー

一」の写真を対比し、これらを議場内に持ち込むことを明確に申告しなかった行為は、地方自治法第132条「品位の保持」及び鹿沼市議会会議規則第146条「品位の尊重」に反する懲罰事犯と全会一致で決しました。

2件目につきましては、発言通告をした質問を最後まで行わなかったこと、さらにそのことが常態化していることについて、「毎回のよう質問を最後まで行わないのは、確信犯的で議会の品位を損ねており、会議規則第146条に反する」という意見や、「明確に法令には規定されていない、議長からの指導で足りるので、懲罰事犯にあたらない」などの意見が出され、挙手採決の結果、懲罰事犯には当たらないと決しました。

これをもちまして、懲罰特別委員会の審査結果についての報告を終わります。